

議会運営委員会日程

令和5年10月5日(木)
午前9時30分 502会議室

日程第1 川崎市議会会議規則等について

日程第2 その他

川崎市議会会議規則等の改正について

1 改正の趣旨

本年11月の新本庁舎への移転により、新議場においては、電子採決システムが整備され、速記席が廃止される。また、傍聴規則の改正が検討されており、これらに対応するための「川崎市議会会議規則」及び「議会運営の手引き」の規定の整備が必要であることから改正を行う。

2 川崎市議会会議規則の改正内容（案）

- (1) 採決方法 電子採決システムの導入に関する規定を整備。
- (2) 記録方法 「速記法」による記録から、「録音その他の方法」による記録へと変更。
- (3) 会議における携帯品 傍聴規則との整合等を図るため変更。

3 『議会運営の手引き』の改正内容（案）

- (1) 記録方法 「速記による摘録」を、「録音の反訳その他の方法による摘録」に変更。
- (2) 傍聴 傍聴規則との整合等を図るため変更。

4 施行日（案）

令和5年11月6日

川崎市議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○川崎市議会会議規則 昭和31年9月28日議会規則第1号</p> <p>第1条～第82条（略）</p> <p>（記名投票） 第83条 記名投票を<u>行う</u>場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p><u>2 議長が必要があると認めたときは、押しボタンを用いた記名投票で表決を採ることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票しなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による記名投票が終わったときは、議長は、投票の終了を宣告し、その結果を直ちに議場において報告する。</u></p> <p>（無記名投票） 第84条 無記名投票を<u>行う</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し投票箱に投入しなければならない。</p> <p><u>2 議長が必要があると認めたときは、押しボタンを用いた無記名</u></p> | <p>○川崎市議会会議規則 昭和31年9月28日議会規則第1号</p> <p>第1条～第82条（略）</p> <p>（記名投票） 第83条 記名投票を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（無記名投票） 第84条 無記名投票を<u>行なう</u>場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し投票箱に投入しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>投票で表決を採ることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すことによって投票しなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項の規定による無記名投票が終わったときは、議長は、投票の終了を宣告し、その結果を直ちに議場において報告する。</u></p> <p>(投票の効力) 第85条 <u>投票用紙を用いた無記名投票</u>による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用) 第86条 <u>白票及び青票を用いた記名投票</u>又は<u>投票用紙を用いた無記名投票を行う</u>場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p>第87条～第111条 （略）</p> <p>(携帯品) 第112条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>傘の類</u>を携帯してはならない。</p> | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(投票の効力) 第85条 <u>無記名投票</u>による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。</p> <p>(選挙規定の準用) 第86条 <u>記名投票</u>又は<u>無記名投票を行なう</u>場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。</p> <p>第87条～第111条 （略）</p> <p>(携帯品) 第112条 議場又は委員会の会議室に入る者は、<u>帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第113条～第125条 (略)</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 議事は、<u>録音その他の方法によって記録</u>する。</p> <p>第127条～第134条 (略)</p> | <p>第113条～第125条 (略)</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第126条 (略)</p> <p>2 議事は、<u>速記法によって速記</u>する。</p> <p>第127条～第134条 (略)</p> |

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【記録及び傍聴の取扱いに関する部分の改正】

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第13章 記録 （略）</p> <p>251 予・決算審査特別委員会（決算審査特別委員会の分科会を除く。）、全員協議会及び全員説明会は、<u>録音の反訳その他の方法</u>による摘録とする。 （略）</p> <p>第17章 傍聴 （略）</p> <p>283 報道機関については、傍聴席からの本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の写真・<u>動画</u>等の撮影及び録音等は、特別の場合を除き許可している。</p> <p>284 報道機関から議場内での写真・<u>動画</u>等の撮影及び録音等の申し入れがあったときは、そのつど団長会議等で協議する。 （略）</p> | <p>第13章 記録 （略）</p> <p>251 予・決算審査特別委員会（決算審査特別委員会の分科会を除く。）、全員協議会及び全員説明会は、<u>速記</u>による摘録とする。 （略）</p> <p>第17章 傍聴 （略）</p> <p>283 報道機関については、傍聴席からの本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の写真・<u>映画</u>等の撮影及び録音等は、特別の場合を除き許可している。</p> <p>284 報道機関から議場内での写真・<u>映画</u>等の撮影及び録音等の申し入れがあったときは、そのつど団長会議等で協議する。 （略）</p> |